和解協定書

学校法人関西学院（以下「学院」という。）と大阪教育合同労働組合（以下「組合」という。）は、組合が学院に申し入れた２０１６年６月７日付け「団交申入書」記載の団交を行った結果、下記のとおり合意に達したので、ここに協定を締結する。

記

１．　２０１６年度社会学部非常勤講師である、[redacted]組合員、[redacted]組合員の２０１７年度担当科目（時間）は、以下のとおりとする。

●[redacted]組合員／
[redacted]曜日[redacted]限　[redacted]
[redacted]曜日[redacted]限　[redacted]
[redacted]曜日[redacted]限　[redacted]

●[redacted]組合員　／　[redacted]
[redacted]曜日[redacted]限　[redacted]
[redacted]曜日[redacted]限　[redacted]
[redacted]曜日[redacted]限　[redacted]

２．学院は、組合員の雇用あるいは労働条件の変更について、事前に組合及び組合員に通知し、組合からの申し入れに対し、誠実に協議を行う。

３．学院は、今後も労働組合法をはじめとする労働関係諸法を遵守する。

以　上

２０１７年　３月　１日

兵庫県西宮市上ヶ原一番町１－１５５
学校法人関西学院
理事長　　宮原　明

大阪府大阪市中央区北浜東１－１７－８Ｆ
大阪教育合同労働組合
執行委員長　　大椿　裕子